
日本における大学評価の在り方

清水一彦（筑波大学）

はじめに

今や、大学改革の時代であり、大学評価の時代でもある。わが国の高等教育の量的拡大から質的充実への転換を図るための1つの新しいコンセプトとして登場してきた自己点検・評価は、予想をはるかに上回る勢いで普及・定着してきた。と同時に、主に「大学院重点化」との関連で外部評価が実施されるようになり、他方、大学基準協会による「相互評価」も行われるようになった。そして、先の大学審議会

	大 学	大 学 院	短 期 大 学	高 等 専 門 学 校
自己点検・評価を実施した	516 校 (88%)	626 研究科 (60%)	473 校 (84%)	56 校 (90%)
実施結果を公表した	381 校 (65%)	507 研究科 (49%)	214 校 (39%)	54 校 (87%)

出典：大学（平成9年10月）、短期大学（平成9年6月）、高等専門学校（平成8年4月）は文部省、大学院研究科（平成9年9月）は大学基準協会の調査による。

の答申を受けて新たに国による第三者評価機関（仮称「大学評価機関」）の創設準備も進められ、来年度から発足予定となっている。大学改革と大学評価が両輪となって世紀転換期の大学構造を大きく変えようとしているのである。

ここでは、わが国の大学評価の現状を統計的に把握しながら、自己点検・評価から第三者評価への移行のプロセスの特色と問題点を明らかにするとともに、大学の教育研究機能の充実・発展の観点から大学評価システムの確立のための視点を提示することとしたい。

1 自己点検・評価実施の現状と特色

自己点検・評価の制度化は、わが国の大学史上初めての改革であり画期的な出来事であった。規制緩和を受けて実現した基準の大綱化では、大学側にカリキュラム編成の自由が大幅に保障されたが、他方ではそれを担保する形で大学自身に自己点検・評価の努力義務を課すことになったのである。この自己点検・評価は、各大学が教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任(accountability)を果たしていくために、現在行われている教育研究活動等について自己点検を行い、現状を正確に把握・認識し、さらにその点検の結果を踏まえ、改善を要する問題点や改革の課題などを自己評価し公表するものである。自己点検とは、直接に教育研究活動に関わる教師団に課せられた自己規律であると理解される。アメリカやイギリスなどで行われている第三者による評価すなわち制度化された大学評価を前提にして始められたものではなく、それぞれの大学が点検・評価を自主的・自律的に行って、大学の教育・研究水準の向上を図ろうとするところに大きな特徴がある。

大学を中心とする高等教育機関の自己点検・評価の実施状況は表のとおりである。

自己点検・評価の実施は、大学院レベルを除くといずれの機関においても9割前後の高い実施率に達している。わずか数年の間にこれほどの高い改革実施率となっ

たことは前例がなく、異変に近いものである。また、結果の公表も、大学では3分の2に達し、国立高専や大学院を含めて、国立では実施したところがほとんどその結果を公表している。実施に対する財政支援とともに文部省の強力な指導があったことを表すものである。

次に、点検・評価活動の内容を見ると、各機関ごとに次のような順で重きが置かれていることがわかる。機関によってそれぞれ特徴を有しているが、評価に不可欠な理念・目的の再検討が他の項目に従属している点は問題を残しているといつてよい。

大学……………教員の教育研究活動>教育課程の編成>……………>財政

短大……………教育課程の編成>教員の教育研究活動>……………>財政

大学院………学生の受け入れ>教育理念・目的>……………>生涯学習への対応

なお、自己点検・評価の進展の中で最近の傾向としては、当初の全般的・包括的な点検・評価から、教育面や研究面あるいは成績評価等に特化した個別的・問題解決型の点検・評価へ移行する大学が増えつつある。

2 外部評価の実施状況

自己点検・評価をさらに一歩進め、それぞれの点検・評価の検証を行いその客観性を担保するために、学外の専門家による外部評価を実施する動きも活発になった。ノーベル賞受賞学者を含む国内外の著名な研究者10名による東京大学理学部物理学科の外部評価（1993年）を皮切りに、京都大学や東北大学の理学部や大阪大学基礎工学部などの理工系をはじめ、最近では文学部や教育学部等の文系でも実施されるようになった。筑波大学のように全学統一の外部評価実施のためのガイドラインを策定し、毎年3～4の教育研究組織が実施しているケースも見られる。

1997年度現在の大学及び大学院における外部評価の実施状況は、次のとおりである。

(1)文部省大学調査（1996年10月及び97年10月）

外部評価を実施……………45大学（国30、公1、私14）→99大学（国49、公8、私42）

評価結果を公表……………27大学（国22、公1、私4）→56大学（国39、公1、私16）

(2)大学基準協会大学院調査（1997年9月）

①外部評価を実施……………22大学院（6%）110研究科（11%）

実施予定……………26大学院（7%）70研究科（7%）

検討中……………128大学院（34%）340研究科（33%）

行わない……………121大学院（32%）339研究科（33%）

外部評価は各組織の教育・研究の現状と将来計画を客観的に評価し何らかの政策的な意思決定のためのインプットとして行われているが、その意思決定の性格によって次の3つのタイプに分けて考えることができる。1つは、主体となる組織の活動が一定の成果を上げており、さらにそれを改善するためにはどのような方法を探るべきかを探るために、自己点検・評価の実績に基づいて外部からの客観的評価を求めるために行われる「現状評価型」で、東京大学理学部の場合はこれに相当する。2つは、主体となる組織の自己点検・評価がかなり進んでおり、将来どのような改革を行うべきかについて一定の将来構想があり、その妥当性の評価を求めるために行われる「将来構想評価型」である。そして3つは、主体となる組織が一定の改革を実施した後で、その改革の妥当性を探り、さらに改善するための方策を検討するために行う「事後評価型」で、新構想大学として実験的な施策の上に立って設立された筑波大学において重視されている。

先の自己点検・評価と外部評価の関係について、大学基準協会の調査（回答研究科827）では、次のような結果が明らかになった。つまり、「結果の客観性を確保する工夫が必要」とであると答えたところが全体の約半数を占めた（47%）。しかし、自己点検・評価と外部評価のどちらを重視するかについては、前者が26%、後者が16%となっており、客観的な評価の必要性を求めながらも、現段階では、自己点検・評価の充実を図る方が適当であるとする意見が多かった。

すでに1996年から外部評価を促進するための文部省による財政措置も講じられ、大学改革の進展とともにここしばらくは増加するものと思われる。しかし、これまでの実践例から、外部評価は自己点検・評価の一環として一時的な組織の中で行われ、そのため主導権は主に被評価側に置かれ、委員（長）の選出をはじめ委員会の私的人格が強く、実際評価を受ける側にとって有利な評価内容が多く見られた。国や一定の団体による恒常的評価活動が発達すれば、こうした外部評価はそれらにとって代わられることはまちがいない。

3 大学基準協会「相互評価」の実施状況

外部評価とともに自己点検の発展形態であり自己評価の延長線上に位置し、当該大学以外の第三者が評価する他者評価として登場してきたのが、1996年度から始まった大学基準協会による「相互評価」の試行である。

この相互評価は、現在、各大学で実施されつつある「自己点検・評価という……」営みを形骸化させないためには、さらに点検・評価の結果を大学人同士が相互に評価し合うことにより、自己点検・評価そのものの客観性と妥当性を確保することが

不可欠」であるという考え方に基づいている。そして、従来の学部を対象にした資格審査的な色彩が強い「加盟判定審査」とは別に、すでに会員校になった大学全体を総合的に評価し、しかも10年ごとに定期的な評価を受けるようにしたのである。

この総合的な相互評価制度は、新たに相互評価のための委員会を設置し、その下に大学全体に関わる事項を審査し評価する大学評価分科会及び各専門評価分科会を置くという組織体制を採ることになった。いずれの委員もすべて大学基準協会によって選任された大学人である。

初年度の1996年には、22大学（国立2、公立2、私立18）、1997年度には16大学（国立3、私立13）、そして1998年度には12大学（公立2、私立10）が相互評価を受けた。評価方法は、「点検・評価報告書」「基礎データ調書」等の書面審査が中心であり、大学評価分科会と専門評価分科会による6カ月にわたる審査の後、総合判定とともに用意された11項目について「助言」「報告」「参考意見」を各大学に付す形で行われた。その結果、これまでの申請された50大学すべてが認定されている。

大学の自己点検・評価に始まったわが国の大学評価は、外部評価を含みながらその発展形態としての相互評価の促進によって第2ステージに入った。高等教育の改革案を協議する「大学審議会」が、かつてその答申（1991年）の中で「大学団体等が各大学が実施した自己点検・評価の検証を行い、客観性を担保することも望ましい方法である」と提言したが、こうしたいわば第2段階としての大学評価システムが比較的早い時期に実現することになったのである。

おわりに——教育研究評価システムの確立に向けて——

今日、洋の東西を問わず、大学の教育研究の多様化・高度化に加え、資源の有効活用とアカウントビリティの履行、さらには国際的通用力の国際標準化などから、評価活動の重要性が強く求められている。まもなく実施されようとしている大学評価の第3ステージ、すなわち第三者評価もこうした背景の中で生まれたものであるが、競争と評価を通じた資源配分を行うことの合理性・妥当性については疑問がないわけではない。

わが国大学の将来発展を考える時、自己点検・評価の重要性を忘れてはならない。まず自己点検・評価があって各大学の自主的な改革が推進され、それぞれの個性豊かな発展が成し遂げられると考えるならば、この点検・評価こそが将来の大学像を決定していくことになるからである。自己点検・評価を中核とし、そのまわりに多元的な評価が補足的・補完的な機能を果たしていくようなシステムの確立が望ましいと考える。

そのためには、少なくとも各大学において、大学・学部等の理念・目的を再認識しながら、まず学生に対する責任を明確にし、さらに社会や一般市民に対する責任や高等教育全体に対する責任を明らかにしていく必要がある。その際、国際社会を含む広く社会の変化に対応することにとどまらず、大学自身が社会の変革に寄与する役割を果たすという積極的な姿勢が求められる。新しい制度を生きた制度として発展させるためには、大学の個人あるいは集団としての大学人が、制度の持つ理念・目的を十分に認識し、改革の必要性や課題について絶えず議論を重ねていくという姿勢が求められるのである。